

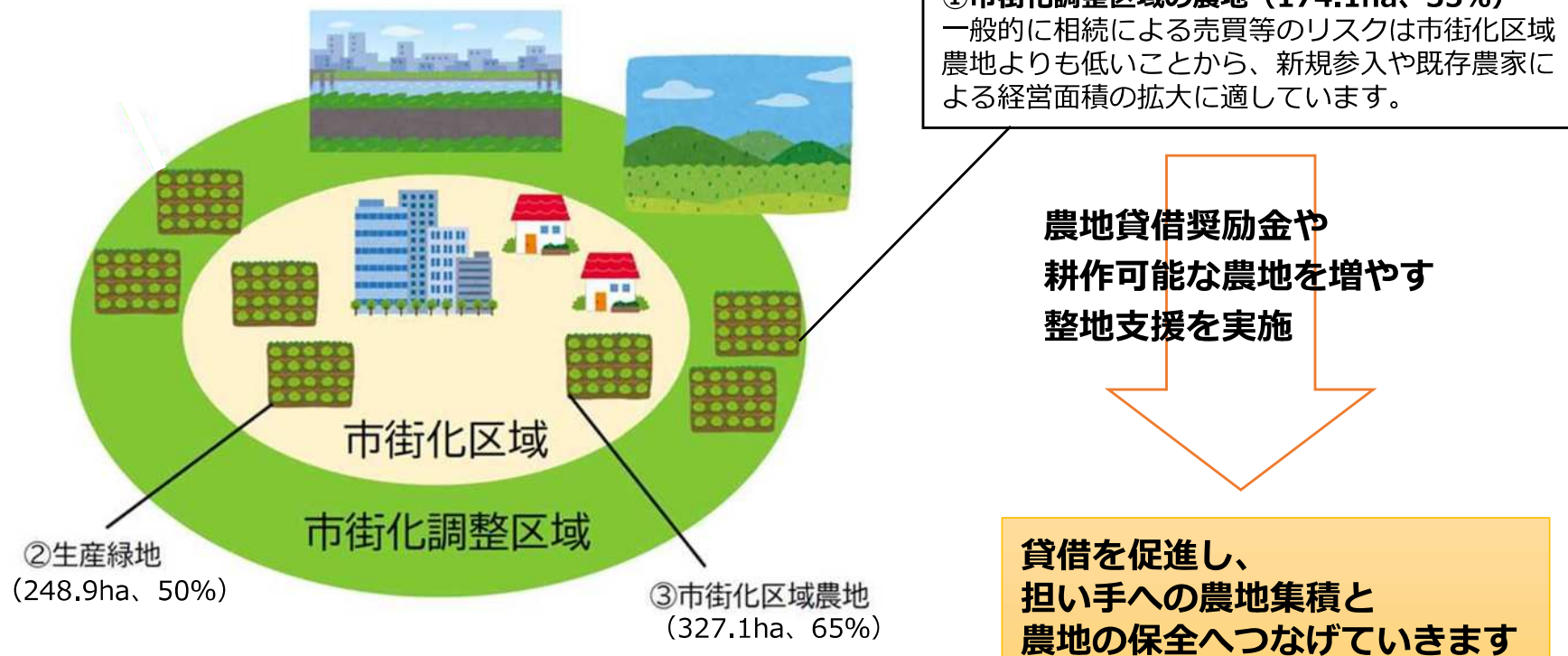
3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(1) 概要

市内農業者の持続的な農業経営を支援するため、市街化調整区域の農地の貸借を次のとおり促進します。

- ① 農地貸借奨励金の新設により、耕作可能な農地の貸借を促します。
- ② 不耕作状態が続いている農地の整地支援を行い、借り手の負担を軽減します。
- ③ JAセレサ川崎や農地中間管理機構（神奈川県農業会議）と連携しながら効果的に事業を実施します。

図-10 取組のイメージ



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(2) これまでの取組と事業の成果

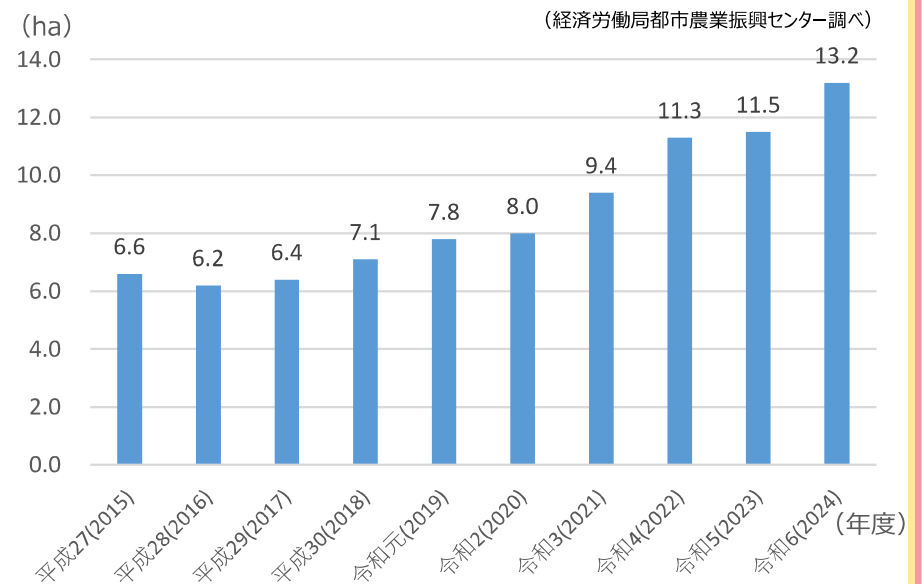
1. 市街化調整区域の農地の貸借要件の明確化及び対象者の拡大
 - ① 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」改定〔令和5(2023)年度〕
 - ② 「川崎市青年等就農計画認定事務処理要領」制定〔令和5(2023)年度〕
2. 借り手の掘り起こし
 - ① 認定農業者など、一定の技術や経験、経営規模を有する農業者を優先にマッチングを実施
 - ② 新規参入者については、JAセレサ川崎と連携しながら、農地マッチング、営農計画書の策定支援、地域農業者への紹介等を実施
3. 農地の貸出希望の掘り起こし
 - ① 今後（10年後）の農地利用に関する意向調査〔令和5(2023)年度実施〕に基づく農地所有者への働きかけ
 - ② JAセレサ川崎による農地マッチング制度の周知

担い手への農地貸借が少しずつ進んでいます

新規就農相談・新規参入実績

項目	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
相談対応件数（累計）	54件	62件
新規参入者数	3人	3人

図-11 農地貸借（利用権設定）面積の推移



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(3) 農地マッチングにおける課題

1. 新規就農希望者からの相談は増えていますが、すぐに利用可能な農地が少なく、貸借につながりにくいという課題があります。
2. 担い手の高齢化により潜在的な貸出希望はあると見込まれますが、平均賃料（例：畑 年間20,600円/10a※）の安さなどの貸借への抵抗感等から実際に貸出希望を届け出る所有者は少ないです。
(※)川崎市農業委員会「川崎市内農地賃借料（令和5(2023)年分）」市街化調整区域(農業振興地域を含む)の畑の場合
3. 農地所有者自身が農業者の場合、義務感や習慣等により高齢になっても農作業を続けており、耕作に不向きな（耕作しにくい）農地から他者へ貸す傾向があります。
4. 新規就農希望者には、収益性が高い果樹や、温暖化の影響を受けにくく、安定的な生産が可能なハウス栽培（例：トマト、イチゴ、観葉植物）が人気ですが、貸借終了時に原状復旧しにくいことから、ハウス設置を前提とした農地貸借について、農地所有者から理解を得られにくい傾向があります。

(4) 支援の方向性

- ① 担い手の確保や育成のため、新規参入や既存農家による経営面積の拡大に適している市街化調整区域の農地の貸借を促進します。
- ② 農地所有者が抱える農地貸借への抵抗感を緩和するため、農地貸借奨励金を新設します。
- ③ 農業経営の拡大に取り組む農業者への集積を優先に、不耕作状態が続いている農地の整地を支援します。



不耕作状態が続いている農地のイメージ



すぐに利用可能な農地のイメージ

3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(5) 農地貸借奨励金の新設について (案)

取組概要【新規】	対象者
<p>一定の要件を満たす農地貸借を結ぶ際に農地所有者へ奨励金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用途区域：市街化調整区域内の農地 ② 貸借期間：3年以上6年未満、6年以上9年未満、9年以上 ③ 対象：新規、再設定（面積増加もしくは貸借期間を長くしたもの） ④ その他の条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構を介した貸借 ・ 認定農業者など、一定の技術や経営規模を有する農業者への貸借を優先 	<p>農地所有者</p>

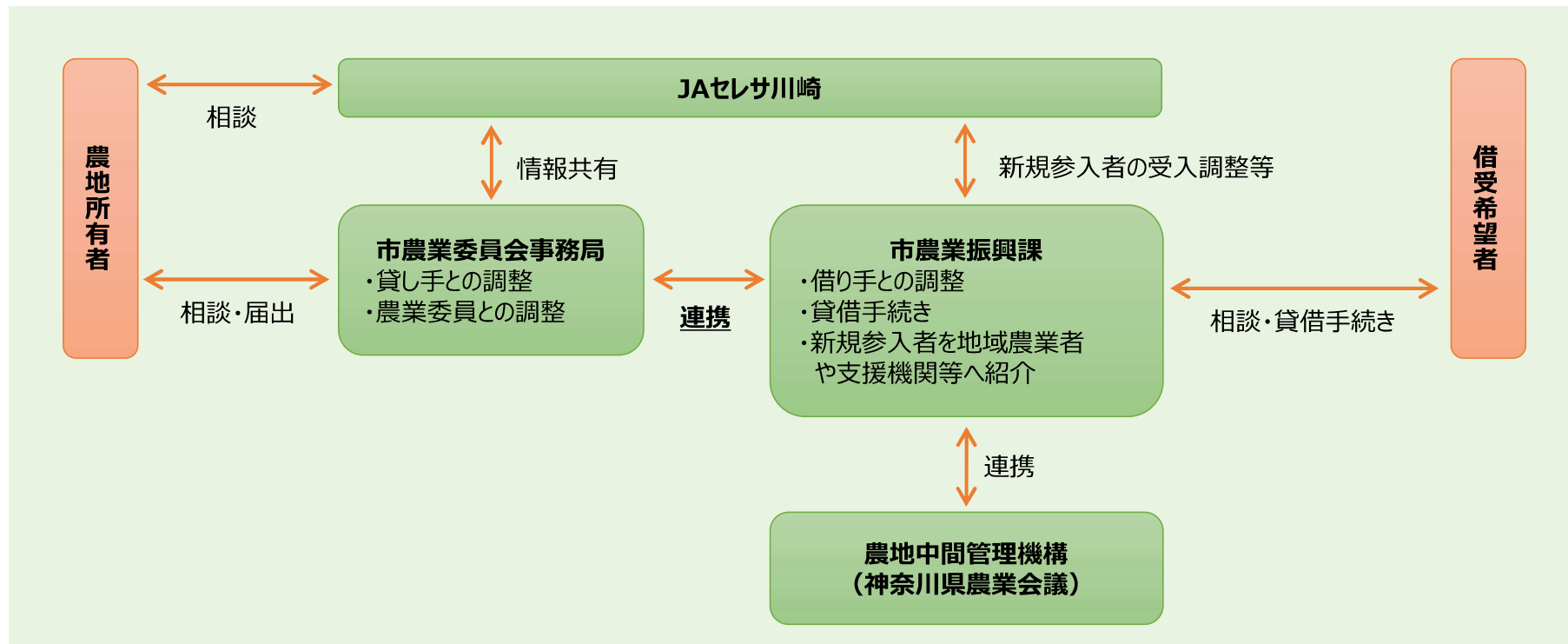
(6) 不耕作状態が続いている農地の整地補助の新設について (案)

取組概要【新規】	対象者
<p>不耕作状態が続いている農地の整地費用の一部補助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用途区域：市街化調整区域内の農地 ② 貸借期間：6年以上 ③ 整地内容：樹木の伐採・抜根、深耕・整地、残さ処分等に係る費用 ④ その他の条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構を介した貸借 ・ 認定農業者など、一定の技術や経営規模を有する農業者への貸借を優先 ・ 借受希望者が申請の場合、契約期間の賃料は原則ゼロ（使用貸借）とする ・ 果樹・農業用施設設置可 	<p>農地所有者、農地所有者から承諾を得た借受希望者のいずれか</p>

3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(7) 実施体制

川崎市、川崎市農業委員会、JAセレサ川崎、農地中間管理機構（神奈川県農業会議）と連携し、農地の貸出希望の掘り起こしを行い、借受希望者とのマッチングへとつなげていきます。



3 重点施策② 農地貸借に向けた奨励

(8) 活動指標

主なアウトプット	指標
貸借可能農地の掘り起こし	毎年度：6件

＜参考＞ 川崎市農業振興計画上、関連する目標

目標	令和6(2024)年度 ※参考	令和11(2029)年度
市街化調整区域での農地貸借面積	13.2ha	19.6ha以上

(9) 今後の取組の方向性

1. 適正な農地の保全・活用に取り組むとともに、農地貸借奨励金や不耕作状態が続いている農地の整地支援を行うことで、担い手不在の農地を地域の農業を担う農業者や新規就農者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにつなげます。
2. 奨励金や補助金は、農地貸借を促進するための一時的な取組であり、農業振興計画の4年ごとの見直しに併せて、今後4年間[令和8(2026)～令和11(2029)年度]における成果等を踏まえた必要な見直しを行います。